

明石市公共下水道計画策定業務委託 一般仕様書

明石市 上下水道局

第1章 総則

1.1 本仕様書の定義

本仕様書は、明石市における公共下水道計画策定業務委託の一般仕様書である。

1.2 一般仕様書の適用

本仕様書は、明石市上下水道局業務委託契約約款第1条に規定する設計図書であり、明石市における公共下水道計画策定業務委託に適用する。

ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い実施しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当たっては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、明石市業務委託契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届、(ロ) 工程表、(ハ) 管理技術者届、(ニ) 照査技術者届、(ホ) 職務分担表、
(ヘ) 完了届、(ト) 納品書、(チ) 業務委託料請求書、(リ) その他発注者の指示する書類

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、明石市の承諾を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

(1) 受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

- (2) 管理技術者は、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく上下水道部門「下水道」又は総合技術監理部門「下水道」として登録されている技術士の資格を有する者とし、業務の全般に亘り技術的管理を行わなければならない。
- (3) 受託者は、業務の進捗を図るため、必要に応じ技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 業務実績情報の登録

受託者は、契約時又は変更時において契約金額が 100 万以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム（以下、「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後 15 日以内（休日等を除く）に、登録内容の変更時は変更があった日から 15 日以内（休日等を除く）に、完了時は業務完了後 15 日以内（休日等を除く）に、書面により明石市の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに明石市に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

1.12 成果品の審査及び納品

- (1) 受託者は、成果品完成後に明石市の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、明石市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき、又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.14 参考資料の貸与

明石市は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.15 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.16 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1.17 個人情報の保護

受託者は、この仕様書による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、明石市個人情報保護法施行条例を遵守し、別添「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

1.18 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、明石市と受託者の協議によるものとする。

第2章 調査・計画

2.1 一般的事項

受託者は、調査及び計画に当たり、地域社会の動向、明石市長期総合計画、播磨灘流域別下水道整備総合計画、明石市公共下水道全体計画及び事業計画、その他の上位計画との関連性、事業の施行、施設の維持管理及び総合的効果等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

2.2 業務の手順

- (1) 業務は、十分協議打合せの後実施するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

2.3 資料収集及び現地踏査

- (1) 業務上必要な資料については、関係官公庁、企業体等に対し、所在及び内容を確認したうえで、収集しなければならない。
- (2) 現地踏査は計画対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地区については、地形及び排水系統等について十分な調査を行わなければならない。

2.4 計画

受託者は、明石市より提供した資料、受託者の調査した事項及び関係者の打合せ結果等を十分検討した後、特記仕様書に基づいて計画を策定するものとする。

2.5 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認ならびに作業内容の照査を行う。

第3章 設計

3.1 設計基準等

受託者は、設計に当たり、本仕様書「第6章 参考図書」及び特記仕様書にて指定する図書に基づき、明石市と協議のうえ、その基準となる事項を定めるものとする。

3.2 設計上の疑義

設計上疑義が生じた場合は、明石市と協議のうえ、これらの解決に当たらなければならない。

3.3 設計の資料等

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.4 事業計画図書等の確認

受託者は、「第2章 調査・計画」の各項の調査等と合わせて、設計対象区域に係る事業計画図書、竣工図書等の確認をしなければならない。

第4章 照査

4.1 照査の目的

受託者は業務を実施するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

4.2 照査の体制

- (1) 照査技術者は、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく上下水道部門「下水道」若しくは総合技術監理部門「下水道」として登録されている技術士、又はシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）「下水道」の資格を有する者とし、業務の全般に亘り技術的照査を行わなければならない。
- (2) 照査技術者は、管理技術者を兼ねることはできない。

4.3 照査事項

受託者は業務全般に亘り、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の確認内容について
- (2) 検討の方法及びその内容について
- (3) 計画の妥当性（方針・設計条件等）について
- (4) 各種計算書（流量計算書、容量計算書、水理計算書、構造計算書等）の妥当性について
- (5) 各種図面（一般図、平面図、縦断図、区画割施設平面図、水位関係図、構造図等）の妥当性について
- (6) 各種計算書と図面の整合性について

第5章 提出図書

5.1 提出図書

提出すべき成果品については、特記仕様書にて指定する。

第6章 参考図書

6.1 参考図書

本業務は、以下に示す図書の最新版のほか、特記仕様書に示す図書を参考にして行うものとする。

- (1) 下水道事業の手引き（日本水道新聞社）
- (2) 下水道計画の手引き（全国建設研修センター）

- (3) 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル
(国土交通省・農林水産省・環境省)
- (4) 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説 (国土交通省)
- (5) 下水道施設計画・設計指針と解説 (日本下水道協会)
- (6) 下水道維持管理指針 (日本下水道協会)
- (7) 小規模下水道施設マネジメント指針と解説 (日本下水道協会)
- (8) 下水道施設の耐震対策指針と解説 (日本下水道協会)
- (9) 下水道事業コスト構造改善プログラム (国土交通省)
- (10) 下水道事業における費用効果分析マニュアル (国土交通省)
- (11) 下水汚泥広域利活用検討マニュアル (国土交通省)
- (12) 新都市計画の手続 (都市計画協会)
- (13) 広域化・共同化計画策定マニュアル (総務省, 農林水産省, 国土交通省, 環境省)
- (14) 下水道事業における事業マネジメント実施に関するガイドライン (国土交通省)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守し、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(管理体制の整備等)

第2 受託者は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい等の防止その他の個人情報安全管理のために、個人情報の管理に対する組織体制を整備するとともに、具体的な取扱方法等を規定しなければならない。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第4 受託者は、委託者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第6 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去し、委託者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第7 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約を終了し、又は解除された後においても同様とする。

(作業場所の特定)

第8 受託者は、この契約による事務に関して個人情報を取り扱う作業場所を特定し、委託者が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(持出しの禁止)

第9 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を委託者の承諾なしに事業所内から持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第10 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(事務従事者の明確化)

第11 受託者は、個人情報を取り扱う事務に従事する者を限定するとともに、従事者に制限があることを明確にしておかなければならない。

(事務従事者への監督及び教育)

第12 受託者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護について必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

(再委託の禁止)

第13 受託者は、委託者（再委託をする場合にあっては、最初の委託者をいう。次項において同じ。）の承諾した場合を除き、この契約による事務については、自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(再委託に伴う措置)

第14 受託者は、委託者の承諾を得て再委託をしようとするときは、この契約と同等の内容の個人情報保護のための措置の内容を契約書等に明記するなどその安全確保の措置を明らかにしなければならない。

第15 再委託を受けた者は、この契約による事務の受託者とみなして、前2項の規定の適用を受ける。

(資料等の返還等)

第16 受託者は、この契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(報告及び立入調査)

第17 受託者は、委託者に対し、この契約による事務を処理するための個人情報を取り扱うまでに、個人情報等の安全管理措置に関する報告書を提出しなければならない。

2 委託者は、契約による受託者の事務の執行に当たり、個人情報の取扱いその他の契約内容の遵守状況について、随時報告を求め、又は調査することができる。

(事故発生時における報告義務等)

第18 受託者は、個人情報の漏えい事案その他この契約に違反する事態が生じ、若しくは生じるおそれのあることを知ったとき、又はこれに伴う損害（第三者への損害を含む。）が発生したときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示を受け、自己の責任において処理しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19 委託者は、受託者がこの契約に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償を請求することができる。

明石市ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託 特記仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、「明石市公共下水道計画策定業務委託 一般仕様書」1.1 及び 1.2 に定める特記仕様書であり、本仕様書に記載されていない事項は、前記一般仕様書による。

2 業務目的

本業務は、内閣府の「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 5 年度改定版）」において新たにウォーターPPP の導入が位置づけられたことを受け、本市下水道事業の持続可能性を確保するための手法として、ウォーターPPP 導入の可能性を検討することを目的とする。

3 履行期限

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで。

4 対象事業

明石市公共下水道事業（単独公共下水道）

- (1) 他分野連携 ・ あり ()
(2) 他地方公共団体連携 ・ あり ()

5 対象施設

本業務の対象施設は下表のとおりとする。

処理区	処理方式	事業計画区域 (ha)	処理区域 (ha)	管路延長 (m)	マンホールポンプ [※] (箇所)	ポンプ場 (箇所)	処理場 (箇所)
朝霧	分流式	347.9	326.2	117,559	4	1	1
船上	合流式 一部分流式	779.3	759.8	201,996	6	1	1
大久保	分流式	1,231.6	1,192.5	397,748	8	2	1
二見	分流式 一部合流式	1,695.3	1,585.8	439,147	9	2	1
計		4,054.1	3,864.2	1,156,450	27	6	4

※1 令和 7 年 3 月 31 日時点

※2 分流(汚水)、分流(雨水)、合流の合計

※3 下水道処理人口普及率：99.7%

※4 都市浸水対策達成率：53.4%

6 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。

6-1 情報の収集・整理

本市下水道事業の現況及び施設管理等に関する課題等を把握するため、必要となる情報を収集し、整理すること。

なお、以下に示す項目を想定しているが、詳細は明石市と協議の上決定すること。

(1) 上位計画・関連計画

- ① 播磨灘流域別下水道整備総合計画
- ② 明石市公共下水道全体計画
- ③ 明石市公共下水道事業計画
- ④ 明石市公共下水道ストックマネジメント計画
- ⑤ 明石市耐水化計画
- ⑥ 明石市上下水道耐震化計画
- ⑦ 明石市公共下水道事業経営戦略

(2) 執行体制に関する情報

(3) 下水道資産に関する情報

(4) 維持管理情報

- ① 維持管理業務委託に関する仕様書
- ② 管路の維持管理（清掃、点検、調査、修繕、事故、苦情等）に関する過去3年分程度の実施量・件数、事業費・事業内容及び受託者に関する情報
- ④ ポンプ場及び処理場の運転管理（水量、水質、ユーティリティ等）に関する過去3年分程度の実施量・件数、事業費・事業内容及び受託者に関する情報
- ⑤ ポンプ場及び処理場の保安全管理（点検、調査、修繕、故障等）に関する過去3年分程度の実施量・件数、事業費・事業内容及び受託者に関する情報

(5) 建設改良情報

- ① 管路の建設改良（更新、長寿命化等）に関する過去3年分程度の実施量・件数、事業費・事業内容及び受注者に関する情報
- ② ポンプ場及び処理場の建設改良（更新、長寿命化等）に関する過去3年分程度の実施量・件数、事業費・事業内容及び受注者に関する情報

(6) 財務状況

(7) 先進事例・類似事例に関する情報

(8) 法制度・支援措置等に関する情報

6-2 現状分析と課題の整理

6-1で整理した内容を踏まえ、本市下水道事業の現状を分析し、今後の人口減少や施設の健全度、執行体制（人材育成や技術継承を含む）、財務状況等における課題を抽出すること。

抽出した課題ごとに重要度や対応時期等を整理するとともに、PPP/PFI手法を導入することによって解決できる課題であるか整理すること。

6-3 課題への対応策の検討

抽出した課題について、人員（ヒト）・資産（モノ）・財務（カネ）等の観点から現状を分析し、その対応策について検討すること。

6-4 事業スキームの検討

6-3で検討した対応策を実現するのに最適な PPP/PFI 手法を用いた事業スキームについて検討を行い、3案程度提案すること。提案に際しては、本市が令和6年度に設置したウォーターPPP 事前検討会議における検討内容を踏まえ、ウォーターPPP の要件を充足するものを1つ以上含めることとし、複数の PPP/PFI 手法を並行して実施する案または組み合わせた案についても提案可能とする。

なお、提案する事業スキームについては、事業方式、事業範囲（対象施設、対象業務）、事業期間、リスク分担等の検討を行うこと。

6-5 民間市場調査（マーケットサウンディング調査）

6-4で検討した事業スキームの妥当性や民間事業者の参入可能性について、複数の民間事業者を対象にサウンディング調査を行うこと。

なお、サウンディング調査はアンケート調査、説明会、個別対話等を想定しており、民間事業者に対して、本事業の趣旨、内容、時期、業務範囲、リスク分担等の基礎検討結果の条件を提示し、本事業に対する関心や意見を聴取すること。

また、調査結果を踏まえ、民間事業者の参入が見込めるよう、必要に応じて事業スキームの見直しを行うとともに、候補となる事業スキームの総合評価を行い、実現可能なものを選定すること。

（1）調査準備

明石市と協議の上、対象となる民間事業者一覧を作成し、アンケート調査票素案、説明会資料及び個別対話用資料を作成すること。

（2）調査実施

アンケート調査の実施並びに説明会及び個別対話の補助を行うこと。

（3）調査結果の整理

アンケート調査の集計並びに説明会及び個別対話の議事録作成を行うとともに、調査結果を取りまとめること。

6-6 VFM算定

6-5で選定した事業スキームをもとにVFMを算定し、評価を行うこと。

6-7 事業スケジュールの検討

6-4及び6-5の結果をもとに、公募準備や公募・入札手続き等の各所要期間を検討し、事業開始時期を示した事業スケジュール案を作成すること。

6-8 説明資料及び公表資料の作成

本業務における検討結果等について、庁内及び議会への説明資料並びにホームページ等での公表資料を作成すること。

7 提出図書

本業務において提出すべき図書は以下のとおりとし、編集方法等の詳細については明石市と協議の上決定すること。

- (1) 業務成果報告書（概要版含む）：A 4 判製本、4 部^{※1}
- (2) その他関係図書：A 4 判製本、4 部^{※2}
- (3) 打合せ議事録：A 4 判製本、4 部^{※2}
- (4) 電子成果品一式^{※3}

※1 4 部のうち 1 部は黒表紙・金文字、3 部はキングファイルとし、厚さは 10 cm 程度、図面は A 4 折袋とじを標準とする。

※2 (1) と合冊も可とする。

※3 Word、Excel、JPEG、汎用 CAD(dxfl, jww)、GIS データ(shp)等のオリジナルデータ形式及び DocuWorks 形式で、CD-R 等に収めて納品することとする。

8 設計協議

円滑に業務を進めるため、以下の打合せを行うものとし、明石市または受託者が必要と判断した場合には、適宜追加の打合せを行う。

なお、受託者は打合せの 1 週間前までに明石市へ協議資料を提出するとともに、打合せ毎に議事録を作成し、打合せの翌日までに明石市へ提出し、確認を受けること。

- (1) 初回打合せ：1 回
- (2) 中間打合せ：4 回
 - ① 現状分析と課題の整理後
 - ② 事業スキームの検討後
 - ③ 民間市場調査準備後
 - ④ 民間市場調査結果整理後
- (3) 最終打合せ：1 回

9 貸与資料について

以下の資料を必要に応じて受託者に貸与する。

- (1) R3 明石市公共下水道事業計画（紙ベース、オリジナルデータ形式ほか）
- (2) R5 明石市公共下水道ストックマネジメント計画（第 2 期）
（紙ベース、オリジナルデータ形式ほか）
- (3) H29 明石市公共下水道ストックマネジメント計画策定業務委託成果品
（紙ベース、オリジナルデータ形式ほか）
- (4) R5 明石市公共下水道ストックマネジメント計画策定（その 2）業務委託成果品
（紙ベース、オリジナルデータ形式ほか）
- (5) 明石市耐水化計画（紙ベース、オリジナルデータ形式ほか）
- (6) 明石市上下水道耐震化計画（紙ベース、オリジナルデータ形式ほか）
- (7) 明石市下水道台帳（管路）（GIS データ形式ほか）
- (8) 明石市下水道設備台帳（ポンプ場・処理場）（Excel 形式ほか）
- (9) その他 明石市が必要時に提供する資料

10 準拠すべき図書

本業務は「明石市公共下水道計画策定業務委託 一般仕様書」6.1 に示す図書のほか、以下に示す図書の最新版に準拠して行うものとする。

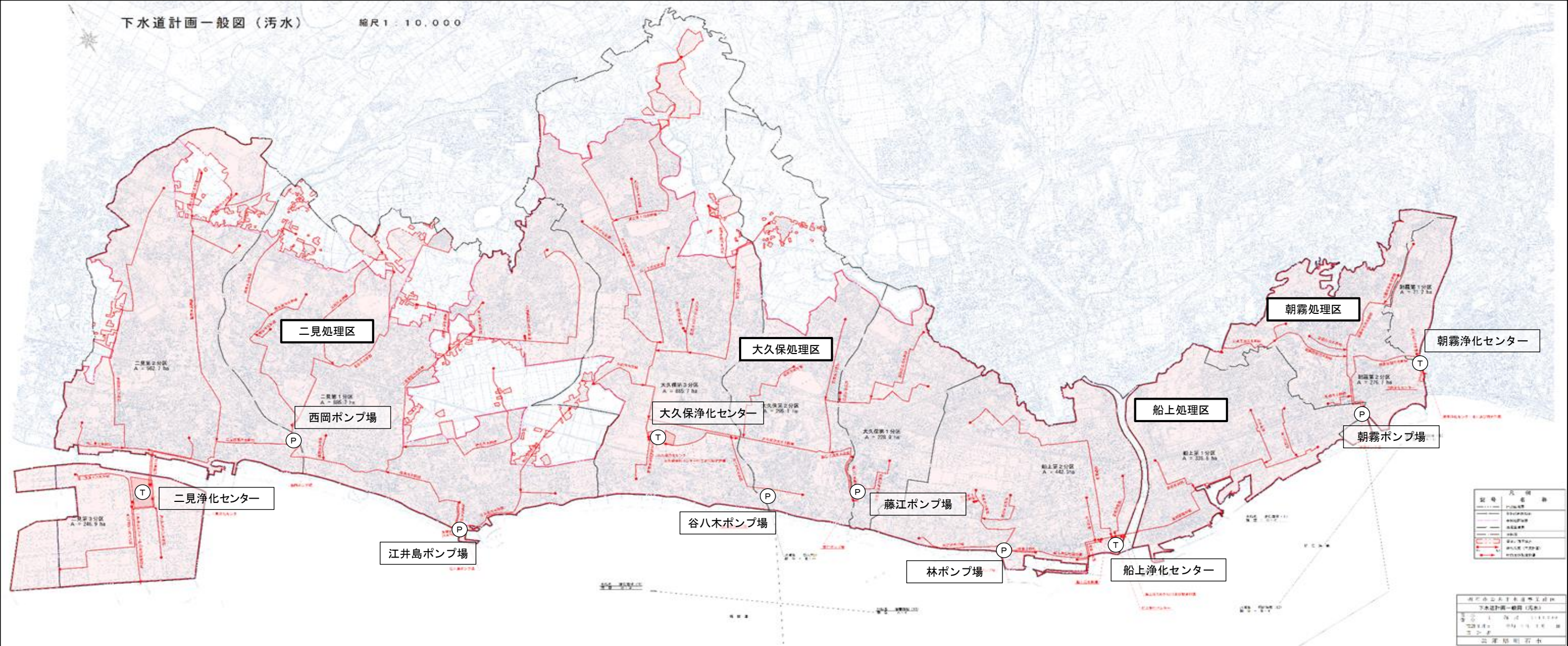
なお、下記以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ明石市の承諾を受けること。

- (1) 下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン（国土交通省）
- (2) 下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン（国土交通省）
- (3) 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン（国土交通省）
- (4) 処理場等包括的民間委託導入ガイドライン（日本下水道協会）
- (5) 下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (6) 下水道事業における事業マネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (7) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (8) 維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン（管路施設編）（国土交通省）
- (9) 維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン（処理場・ポンプ場施設編）（国土交通省）
- (10) 下水道管路管理の包括的民間委託推進マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (11) PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン（内閣府）
- (12) PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（内閣府）
- (13) VFM（Value For Money）に関するガイドライン（内閣府）
- (14) 契約に関するガイドライン-PFI 事業実施契約における留意事項について-（内閣府）
- (15) モニタリングに関するガイドライン（内閣府）
- (16) 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（内閣府）

11 その他

本業務の成果（特許等に関わるものを除く）は原則公表する予定としており、本業務の受託者が、今後発注される本市下水道事業の官民連携事業において事業者となることを妨げない。

明石市ウォーター-PPP導入可能性調査業務委託 位置図



凡 例	
— · — · — · — · —	行政区域界
	对象区域